

西中国信用金庫

〈総合口座〉商品概要説明書

平成22年11月 1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座 ・普通預金（決済用普通預金） ・定期預金…期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）スーパー定期、自由金利型定期預金（大口定期預金）および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。） ・定期積金…スーパー積金
2. 販売対象	・個人の方（満20歳以上）
3. 期間	・期間の定めはありません。

※本商品は、「普通預金」または「決済用普通預金」と「定期預金」「定期積金」の複合商品となっております。詳しい内容につきましては、普通預金商品概要説明ならびにお預け入れの定期預金・定期積金の商品概要説明書をご参照下さい。

4. しくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の残高が不足した場合は、不足額については定期預金・定期積金を担保に自動借入れができます。 ・普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。（貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。）
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金…随時払戻しできます。 ・定期預金…各定期預金のお取り扱いと同様です。
6. 担保の種類	
定期預金	・期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金
定期積金	・スーパー積金
7. 貸越極度額	・貸越極度額は、この取引の定期預金および定期積金（掛込額）の合計額の90%（円未満は切り捨て）、または200万円のうちいずれか少ない金額。
8. 貸越利率	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金を貸越金の担保とする場合、その担保定期預金の約定利率に年0.5%を加えた利率となります。 期日指定定期預金については、「2年以上」の利率となります。 ・定期積金を貸越金の担保とする場合、その定期積金ごとにその約定利率に年0.7%を加えた利率となります。
9. 貸越利息のお支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算 ・毎年3月と9月の当金庫所定の日、普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。
10. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。・ この預金は、「定期性総合口座取引規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。・ 預金保険制度の付保対象預金（全額保護される決済用普通預金を除く預金）です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
--------------------	---